

カラオケボックス、カラオケルーム

手続きについて

許諾方法

JASRAC が管理する著作物の演奏等による利用にあたっては、包括許諾と曲別許諾のいずれかを選択いただくことができます（原則として一演奏場所を単位として、利用場所毎の手続きとなります）。

※契約していただく「契約名義人」はお店の経営者の方です。

| 包括許諾

JASRAC が管理する著作物のすべてについて、利用できる許諾方法です。

JASRAC は、利用の申込みに基づいた契約で定める一定の条件を範囲として、JASRAC が管理する著作物のすべてについて利用許諾を行います。

この場合には、使用料規程の（1）月額使用料、（2）カラオケ歌唱について年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料が適用になります。手続きにあたっては、事前に利用許諾契約申込書をご提出ください。

| 曲別許諾

JASRAC が管理する著作物ごとに利用できる許諾方法です。

利用日の 5 日前までに利用許諾契約申込書と利用明細書をご提出いただきますが、申込書提出と同時に利用明細書の提出ができない場合には、利用明細書の提出予定日（利用日から 5 日以内の日）を申込書に記入してください。

この場合には 1 曲 1 回の使用料が適用になります。なお、申込書記載内容に基づいた使用料をあらかじめお支払いいただく場合があります。

手続きの窓口

カラオケボックスなどで著作物を利用する場合は[資料請求フォーム](#)までご連絡ください。

使用料

使用料規程では、包括的許諾契約を結ぶ場合の使用料と、曲別許諾契約を結ぶ場合の使用料のそれぞれを定めています。

【資料】[使用料規程（カラオケ施設における演奏等）](#)

注意事項

- ・使用料の算出にあたっては、ひと部屋ごとの定員により4つに区分しており、ひと部屋ごとの使用料の合計額がその施設全体の使用料となります。
- ・年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合であって、専らカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合には、使用料規程「4 カラオケ施設における演奏等（カラオケ施設における演奏等の備考）（カラオケ伴奏による歌唱）⑤」に定める月額使用料が適用されます。
- ・年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合であって、カラオケボックス、カラオケルーム等でギター等楽器の設置または貸し出しがある場合には、使用料規程「4 カラオケ施設における演奏等（1）」に定める月額使用料が適用されます。

お支払い

原則として、使用料は支払月の20日に自動的に引き落とされる預金口座振替によって、お支払いいただくことになります。

口座振替は全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、農協、漁協をご利用いただくことができます。

ステッカーの交付

JASRACでは利用許諾契約を締結している契約店であることを明示するため、施設の入口などに貼付するステッカーを交付しています。



4 カラオケ施設における演奏等

カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設（以下「カラオケ施設」という。）において、著作物を演奏、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第12節BGM規定の適用を受ける伝達を除く。以下本節において「演奏等」という。）する場合の使用料は、演奏等が行われる1部屋を単位として、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

区 分	1	2	3	4
定員 標準単位料金	10名まで	10名を超え 30名まで	30名を超え 50名まで	50名を超え 100名まで
500円まで	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
1,000円まで	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円
1,500円まで	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円
2,000円まで	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円

① 標準単位料金が2,000円を超える場合の使用料は、500円までを増すごとに、「2,000円まで」の場合の使用料に、「500円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。

② 定員が100名を超える場合の使用料は、50名を増すごとに区分4の場合の使用料に、区分1の場合の使用料を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

区 分	1	2	3	4
定員 標準単位料金	10名まで	10名を超え 30名まで	30名を超え 50名まで	50名を超え 100名まで
500円まで	90円	180円	270円	360円
1,000円まで	120円	240円	360円	480円
1,500円まで	150円	300円	450円	600円
2,000円まで	180円	360円	540円	720円

- (ア) 標準単位料金が 2,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを増すごとに、「2,000 円まで」の場合の使用料に、「500 円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。
- (イ) 定員が 100 名を超える場合の使用料は、50 名を増すごとに区分 4 の場合の使用料に、区分 1 の場合の使用料を加算した額とする。
- ② 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の使用料の 2 倍の額とする。
- 利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料に、その同額を加算した額とする。

(カラオケ施設における演奏等の備考)

(定員)

- ① 定員とは、施設に設備されている客席の総数をいい、1人掛けの椅子席についてはその数を、2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数を、椅子席以外の客席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数を、それぞれ客席の数とみなす。

(標準単位料金)

- ② 標準単位料金とは、カラオケ施設を利用する場合に1人1時間あたりにつき通常支払うことを必要とされる料金相当額（消費税額を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。）をいい、その算定方法については、次のとおりとする。

(ア) 部屋料に歌唱料が含まれている場合は、1人1時間あたりの部屋料（飲食代金が含まれているかどうかを問わない。また、1人あたりの部屋料相当額が明示されていない場合は、1部屋1時間あたりの部屋料相当額を定員数で除して得た額。以下同じ。）を標準単位料金とする。

(イ) 部屋料と1曲1回ごとの歌唱料がある場合は、1人1時間あたりの部屋料と10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額の合算額を標準単位料金とする。

(ウ) 部屋料がなく、1曲1回ごとの歌唱料のみである場合は、10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額を標準単位料金とする。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)により難しい場合は、標準単位料金を500円とみなす。

(オ) カラオケ教室における利用の場合には、当分の間、標準単位料金を500円とみなす。

(カ) 部屋料又は歌唱料に営業時間等による料金区分がある場合は、それらの算術平均額を部屋料又は歌唱料とみなす。

(歌曲)

- ③ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。
- ④ 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。

(カラオケ伴奏による歌唱)

- ⑤ (1)及び(2)にかかわらず、専らカラオケ伴奏による歌唱（歌手などの出演者が出演報酬をうけて行う歌唱は除く。以下本節において同じ。）が行われる場合であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の間、次のとおりとする。

(ア) ビデオカラオケによる歌唱

区 分	定 員	月額使用料
1	10名まで	4,000円
2	10名を超え 30名まで	8,000円
3	30名を超え 50名まで	12,000円
4	50名を超え100名まで	16,000円

(イ) オーディオカラオケによる歌唱

区 分	定 員	月額使用料
1	10名まで	3,000円
2	10名を超え 30名まで	6,000円
3	30名を超え 50名まで	9,000円
4	50名を超え100名まで	12,000円

(ウ) 定員が100名を超える場合の使用料は、(1)に定める使用料の額とする。

(エ) 定員が3名までの場合の使用料は、1部屋の面積が6㎡以上の場合を除き、区分1の場合の使用料の $\frac{80}{100}$ の額とする。

(注) ㉞ ビデオカラオケとは、専ら歌唱の伴奏に供される装置であって音とともに影像を連続して再生するものをいい、オーディオカラオケとは、ビデオカラオケ以外のものをいう（以下本節において同じ。）。

- ① 同一部屋内で(ア)及び(イ)の方法により著作物を利用する場合の使用料は、(ア)による。